経支第９６８号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第６条第３項の規定において準用する同法第５条第３項の規定に基づき公告します。

令和８年１１月１０日

千葉県知事　　熊　谷　　俊　人

一　届出の概要

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

野田ショッピングセンター

野田市中根新田字鹿島原３６番地１ほか

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社タカラ　代表取締役　高梨兵左衛門

野田市上花輪６２０番地

３　変更前の駐車場の位置及び収容台数

１９０３台

４　変更後の駐車場の位置及び収容台数

１２３１台

５　来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更

６　変更前の駐車場の出入口の数及び位置

６か所

７　変更後の駐車場の出入口の数及び位置

７か所

７　変更年月日

（１）駐車場の位置及び収容台数

令和９年６月２４日

（２）来客が駐車場を利用することができる時間帯

令和９年６月２４日

（３）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成１３年１１月５日

二　届出年月日

令和８年１０月２３日

三　届出及び添付書類の縦覧期間

令和８年１１月１０日から令和９年３月１０日まで。

四　この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

１　意見書の提出期間

令和８年１１月１０日から令和９年３月１０日まで。

２　意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒２６０－８６６７

千葉県千葉市中央区市場町１－１

電話番号：０４３（２２３）２９３２

ファックス番号：０４３（２２７）４７５７